

介護給付費（訪問系サービス） 移動支援費の算定について

令和8年4月
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課

※ 今後国からの通知等により、予告なく変更する場合があります。

目次

I 対象となるサービス	1
II 居宅介護等計画及び算定方法の概要	
1 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援計画の作成	
(1) 居宅介護等計画について	1
(2) 居宅介護等計画と算定時間数について	1
(3) 計画時間の単位について	2
(4) 居宅介護等計画の所要時間について	2
(5) 標準利用可能時間数について	2
2 算定における留意事項	
(1) ヘルパーの2人派遣について	3
(2) 運転中の算定について	3
(3) 提供時間の間隔について	4
(4) 減算対象ヘルパーについて	4
(5) ヘルパーが利用者と一緒に行う家事について	4
3 時間帯の特定方法	5
III 単位数の算出例	
1 居宅介護	
例1) 同一時間帯の場合《1》	6
例2) 同一時間帯の場合《2》	6
例3) 複数時間帯をまたぐ場合《1》	7
例4) 複数時間帯をまたぐ場合《2》	7
例5) 日をまたぐ場合	8
例6) 2人派遣の場合	9
例7) 2人派遣で終了時間がずれた場合	9
例8) 提供間隔が2時間未満の場合《1》	10
例9) 提供間隔が2時間未満の場合《2》	11
例10) 居宅介護従業者が重度訪問介護研修終了者の場合	12
例11) 通院等乗降介助を提供した場合	12
例12) 通院等介助（身体介護有）又は通院等乗降介助と身体介護を連続して提供する場合	13
例13) 最小算定時間数を満たさない時間が存在する場合	14
2 重度訪問介護	
例1) 同一時間帯の場合	15
例2) 複数時間帯をまたぐ場合《1》	16
例3) 複数時間帯をまたぐ場合《2》	16
例4) 日をまたぐ場合《1》	17
例5) 日をまたぐ場合《2》	18
例6) 移動の介護を行う場合	18
例7) 2人派遣の場合	19
例8) 2人派遣で終了時間がずれた場合	20
例9) 熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行した場合	21
例10) 一部の時間帯のみ熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行した場合	22
例11) 最小算定時間数を満たさない時間が存在する場合	23
3 行動援護	
例1) 同一時間帯の場合	24
例2) 2人派遣の場合	25

例3)	複数回提供する場合	25
4	同行援護	
例1)	同一時間帯の場合	26
例2)	複数時間帯をまたぐ場合	26
例3)	2人派遣の場合	27
例4)	複数回提供する場合	27
5	移動支援	
例1)	同一時間帯の場合	28
例2)	複数時間帯をまたぐ場合	28
例3)	2人派遣の場合	29
例4)	複数回提供する場合	29
例5)	日をまたぐ場合	30
例6)	グループ支援を行った場合	31
例7)	通学支援を行った場合	31

IV 実績記録票の記載例

1	居宅介護サービス提供実績記録票	32
2	重度訪問介護サービス提供実績記録票	33
3	行動援護サービス提供実績記録票	34
4	同行援護サービス提供実績記録票	35
5	移動支援サービス提供実績記録票	36

I 対象となるサービス

本マニュアルでは、以下のサービスの算定方法等について解説します。

対象サービス

- ◎ 居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助）
- ◎ 重度訪問介護
- ◎ 行動援護
- ◎ 同行援護
- ◎ 移動支援

II 居宅介護等計画及び算定方法の概要

1 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援（以下「居宅介護等」という。）計画の作成

(1) 居宅介護等計画について

サービスの提供にあたっては、利用者の日常生活全般の状況や希望等を踏まえ、具体的なサービスの内容等を記載した「居宅介護等計画」を作成する必要があります。

なお、「サービス提供実績記録票」の「計画時間」欄は、この居宅介護等計画をもとに記載します。

居宅介護等計画の作成にあたっての留意事項

- ◎ 指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえ、保健医療サービスや他の福祉サービス等との連携も含めて作成する。
- ◎ 利用者の状況を把握・分析し、居宅介護等の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にする。
- ◎ 担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明記する。

(2) 居宅介護等計画と算定時間数について

居宅介護等を行った場合は、実際に要した時間ではなく、居宅介護等計画の計画時間（サービスの提供に要する標準的な時間）に基づいて算定します。

なお、当初の計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護等計画の見直し、変更が必要です。

【当初計画時間が1時間の身体介護の事例】

事例内容	算定時間	備考
ヘルパーの経験が不足していたため、1時間30分を要した場合	1時間	
利用者の心身状態の悪化により介助内容が増え、1時間30分を要した場合	1時間30分	速やかに居宅介護等計画及び実績記録票（計画時間欄）の必要な変更を行う。
サービス内容が急遽変わり、介助内容が減ったため、30分で終了した場合	30分	

(3) 計画時間の単位について

居宅介護等計画の計画時間は、原則30分単位（家事援助の最初の30分以降は15分単位、重度訪問介護※の最初は1時間単位）で作成します。

計画時間の単位

- ◎ 居宅介護(身体介護・通院等介助)、同行援護、行動援護、移動支援
⇒30分単位
- ◎ 居宅介護(家事援助)
⇒最初は30分、以降は15分単位
- ◎ 重度訪問介護※
⇒最初は1時間、以降は30分単位

※居宅介護の提供を重度訪問介護研修終了者が行う場合を含む

(4) 居宅介護等計画の所要時間について

居宅介護等計画の作成において、「所要時間30分未満で算定を行う場合の所要時間は20分程度以上」とする必要があります（通院等乗降介助は除く）。

また、サービスの種類や時間によって、以下のように所要時間が変わりますのでご注意ください。

居宅介護等(家事援助を除く)の計画時間と所要時間(例)

- ◎ 30分の計画 ⇒ 所要時間20分程度以上
- ◎ 1時間の計画 ⇒ 所要時間50分程度以上
〔 重度訪問介護※の最初の1時間の場合は、
所要時間40分程度以上 〕
- ◎ 1時間30分の計画 ⇒ 所要時間1時間20分程度以上
- ◎ 3時間の計画 ⇒ 所要時間2時間50分程度以上

※居宅介護の提供を重度訪問介護研修終了者が行う場合を含む

居宅介護等(家事援助)の計画時間と所要時間(例)

- ◎ 30分の計画 ⇒ 所要時間20分程度以上(最初の30分)
- ◎ 45分の計画 ⇒ 所要時間40分程度以上
- ◎ 1時間の計画 ⇒ 所要時間55分程度以上
- ◎ 1時間30分の計画 ⇒ 所要時間1時間25分程度以上

※ 家事援助の計画時間の単位は、最初の30分以降は15分単位(所要時間10分程度以上)となるため、他のサービスと所要時間が異なる場合がありますのでご注意ください。

(5) 標準利用可能時間数について

居宅介護における1回あたりの標準利用可能時間数は、身体介護は3時間まで、家事援助は1.5時間までとなっており、この時間数を目安に居宅介護等計画を作成する必要があります（標準利用可能時間数の設定は身体介護、家事援助のみ）。

なお、利用者の身体の状態やサービスの必要性について十分なアセスメントを行った結果、標準利用可能時間数を超えたサービス提供が必要となった場合は、アセスメントの結果や、標準利用可能時間数を超過する必要性を居宅介護等計画に記録してください（居宅介護等計画の提出を求める場合があります）。

標準利用可能時間数

- ◎ 身体介護 3時間まで
- ◎ 家事援助 1.5時間まで

2 算定における留意事項

(1) ヘルパーの2人派遣について

ヘルパーの2人派遣は、以下のいずれかの要件に該当し、利用者の同意を得ている場合に行うことができます。

なお、利用者の身体の状態やサービスの必要性について十分なアセスメントを行った結果、ヘルパーの2人派遣が必要となった場合は、アセスメントの結果や2人派遣とする必要性を居宅介護等計画に記録してください（居宅介護等計画の提出を求める場合があります。）。

ヘルパー2人派遣の要件

- ◎ 利用者の身体的理由により、1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合
- ◎ 利用者に、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

※ 重度訪問介護の熟練従業者による同行支援については、「重度訪問介護における熟練従業者による同行支援の取扱いについて」（令和7年10月17日札障第2795号札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長通知）を参照してください。

(2) 運転中の算定について

ヘルパーが運転手を兼ねている場合の、運転時間については、報酬算定の時間から除きます。

※ 重度障害者等の常時の支援を必要とする利用者に対して、運転手の他のヘルパーが、移動中も利用者の隣で、常時支援を行える体制である場合を除く。

運転中の算定について

【記録】

◎ サービス提供実績記録票の備考欄に「運転中〇時～〇時を除く」と記載。

【電子請求】

◎ 国保連電子請求サービス提供実績記録票情報に、居宅介護、同行援護においては、運転フラグ「1」を設定すること。重度訪問介護、行動援護については、備考欄に「運転中〇時～〇時を除く」と入力すること。

※ 詳細はインタフェース仕様書（サービス事業所編）を参照。

※ 障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び地域生活支援事業の移動支援事業を実施する事業者が行う障害者及び障害児の運送については、道路運送法（昭和26年法律第183号）上、運送サービスに対する報酬が支払われないと扱われるものは、有償の運送には該当しないため許可（同法第4条又は第43条の事業許可）又は登録（同法第79条の登録）は不要です。詳細は、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国自旅第359号各地方運輸局自動車交通部長・沖縄総合事務局運輸部長宛国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）を参照の上、判断に迷う場合は運輸局へお問い合わせください。

(3) 提供時間の間隔について

居宅介護（通院等乗降介助を除く）、同行援護、移動支援を1日に複数回算定する場合、提供する時間の間隔は概ね2時間以上とする必要があります（2時間未満の間隔となる場合は、前後のサービス提供時間を通算した1回のサービスとして算定します）。

ただし、以下の場合は除きます。

◎ 別のサービス類型を使う場合

【例】

- ・身体介護に連続して家事援助を提供する場合
- ・同行援護に連続して家事援助を提供する場合
- ※ ただし、「身体介護30分⇒家事援助30分⇒身体介護30分」など、単価設定の趣旨から外れている場合を除きます。

【単価設定の主旨】

所要時間30分未満の身体介護など短時間サービスが高い単価設定となっているのは、1日に複数回の短時間の訪問をすることにより、在宅介護のサービス体制を強化するため。

- ◎ 利用者の身体状況、生活パターン等により、短時間の間隔で複数回の訪問を行わなければならない場合（単に1回の居宅介護を複数回に区分して行う場合を除きます。）
 - ※ この場合、利用者の身体の状況等について十分なアセスメントを行い、その必要性について検討を行い、その内容を居宅介護等計画に記録してください。
- ◎ 緊急時対応加算の要件に該当する居宅介護等の提供により、やむを得ず2時間未満の間隔となった場合

(4) 減算対象ヘルパーについて

居宅介護等計画上、減算対象ヘルパーを派遣する予定が、事業所の都合により減算対象ヘルパー以外の居宅介護等従業者の派遣となった場合は、減算対象ヘルパーが派遣される場合の単位数を算定することとなります。

反対に、居宅介護等計画上、減算対象ヘルパー以外を派遣する予定が、事業所の都合により減算対象ヘルパーの派遣となった場合も、同様に減算対象ヘルパーが派遣される場合の単位数を算定することとなります。

(5) ヘルパーが利用者と一緒にいる家事について

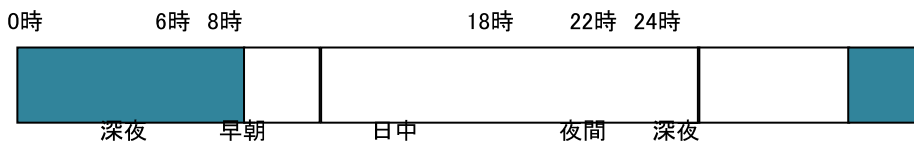
家事に関する支援は、原則、家事援助で行われるものです。単なる家事の役割分担としてヘルパーが利用者と一緒に家事を行うものについて、身体介護での算定は認められません。

自立支援、ADL向上の観点から、常時介護できる状態であって、かつ、利用者を手助けしながら家事を行う場合には、居宅介護等計画に位置付けられた内容に限り、身体介護として算定できる場合があります。なお、家事の行程に対する助言（声かけ）のみを行う際には家事援助となります。

居宅介護等計画で上記の内容が明記されていない場合については身体介護として認められないことから、必要性を確認できないことが判明した場合は、返還請求等の対象となるため十分に留意してください。また、家事に関する支援を身体介護で算定することは例外的なものであるため、判断に迷う場合には当課までご相談ください。

3 時間帯の特定方法

居宅介護等（行動援護は除く）の算定にあたっては、以下のとおり、時間帯（早朝、夜間、深夜）に応じた加算が設けられています。



- : 深夜加算(+50/100)
- : 夜間・早朝加算(+25/100)
- : 加算なし

各サービスの最小単位の時間数（30分等）が、時間帯をまたぐ場合は、当該最少単位の時間の開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定します。

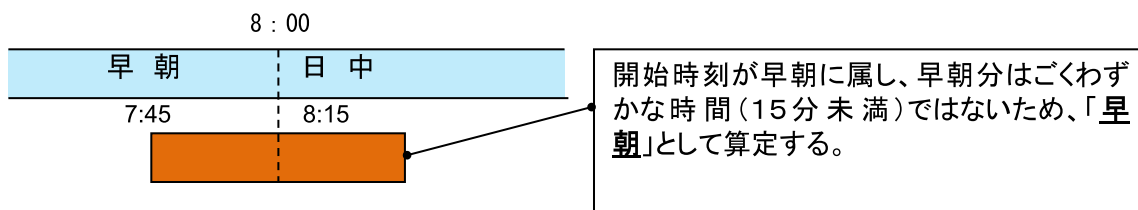
ただし、開始時刻が属する時間帯における提供時間のごくわずかな場合は、当該最少単位の時間の終了時刻が属する時間帯の算定基準により算定します。

サービス種類	居宅介護等の基準額の最小単位	ごくわずかな時間
・家事援助（最初の30分を除く）	15分	8分未満
・居宅介護（家事援助は最初の30分まで） ・重度訪問介護（最初の1時間を除く） ・同行援護、移動支援	30分	15分未満
・重度訪問介護※（最初の1時間まで）	1時間	30分未満

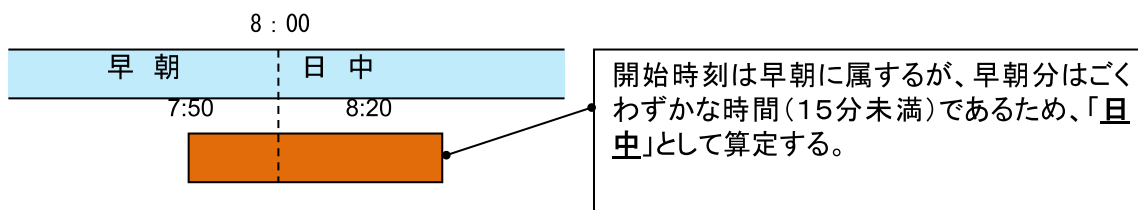
※居宅介護の提供を重度訪問介護研修終了者が行う場合を含む

【例】

◎ 身体介護を7：45～8：15（30分）で提供した場合



◎ 身体介護を7：50～8：20（30分）で提供した場合



III 単位数の算出例

1 居宅介護

例1) 同一時間帯の場合《1》

居宅介護（身体介護） 9：00～12：00 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

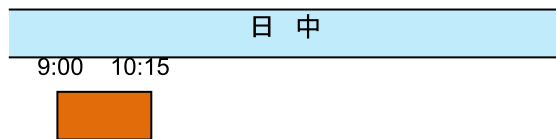
時間帯の取扱い	算定単位
① 9:00～12:00	日中 3H

サービス内容	回数
身体日3.0	1回

同一時間帯の場合、“増”のサービスコードは使用せず、所定のサービスコードにより算定する。

例2) 同一時間帯の場合《2》

居宅介護（家事援助） 9：00～10：15 を提供した場合
5



【算定に係るサービス内容】

時間帯の取扱い	算定単位
① 9:00～10:15	日中 1.25H

サービス内容	回数
家事日1.25	1回

家事援助（最初の30分を除く）の最小単位は15分。

例3) 複数時間帯をまたぐ場合《1》

居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う）） 7：45～9：15 を提供した場合

8：00

早朝 日中

7:45 8:15 9:15

通院等介助の支給決定には、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」とがあり、決定内容により、算定するサービスコードが変わる。サービスコード上、1は「身体介護を伴う」、2は「身体介護を伴わない」を表す。

【算定に係るサービス内容】

時間帯の取扱い	算定単位
① 7:45～8:15	早朝 0.5H
② 8:15～9:15	日中 1H

サービス内容	回数
通院1早0.5・日1.0	1回

サービス開始時刻(7:45)は「早朝」に属し、早朝部分はごくわずか(15分未満)でないため、開始後30分は「早朝」にて算定する。「早朝」と「日中」の時間帯またぎのサービスコードにより算定する。

例4) 複数時間帯をまたぐ場合《2》

居宅介護（身体介護） 16：00～19：30 を提供した場合

18：00

日中 夜間

16:00 19:30

身体介護は、時間帯をまたぐサービスコードが3時間※分までとなっており、提供時間が3時間※を超える場合は、“増”のサービスコードをつなげて算定する。
 先の時間帯のみで3時間※以上となる場合は、先の時間帯のみのコードと、後の時間帯の“増”のコードをつなげて算定する。
 ※家事援助は1.5時間

（例）
 15:00～18:30の居宅介護（身体介護）
 身体日3.0 1回
 身体夜増0.5 1回

【算定に係るサービス内容】

時間帯の取扱い	算定単位
① 16:00～18:00	日中 2H
② 18:00～19:30	夜間 1.5H

サービス内容	回数
身体日2.0・夜1.0	1回
身体夜増0.5	1回

例5) 日をまたぐ場合

日単位で分けて単位数を算出します。
 なお、最小単位(30分等)が24:00(0:00)をまたぐ場合は、ごくわずかな時間は考慮せず、開始日として算定します。

居宅介護（身体介護） 23:00～翌2:00 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

■サービス開始日

時間帯の取扱い	算定単位
① 23:00～24:00 深夜	1H

サービス内容	回数
身体深1.0	1回

■翌日

時間帯の取扱い	算定単位
① 0:00～2:00 深夜	2H

サービス内容	回数
身体日跨増深1.0・深2.0	1回

開始日と翌日に振り分けて算定する。

翌日は、開始日の時間数に応じた“日またぎ”のサービスコードを使用する。
 身体介護の“日またぎ”のサービスコードは3時間※分まで設定されており、3時間※を超える場合は、“増”のコードをつなげて算定する(例1)。
 開始日のみで3時間※以上となる場合、翌日分は“日またぎ”ではなく、“増”のコードをつなげて算定する(例2)。
 ※家事援助は1.5時間

(例1)
 23:00～翌2:30(3.5h)の居宅介護(身体介護)

■開始日
 身体深1.0 1回

■翌日
 身体日跨増深1.0・深2.0 1回
 身体深増0.5 1回

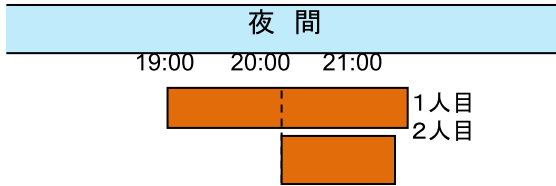
(例2)
 21:00～翌2:00(5h)の居宅介護(身体介護)

■開始日
 身体夜1.0・深2.0 1回

■翌日
 身体深増2.0 1回

例6) 2人派遣の場合

居宅介護（身体介護）
 19:00～21:00（1人目）
 20:00～21:00（2人目） を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

■ 1人目

時間帯の取扱い	算定単位	サービス内容	回数
① 19:00～21:00 夜間	2H	身体夜2.0	1回

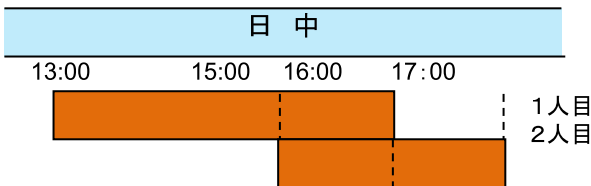
■ 2人目

時間帯の取扱い	算定単位	サービス内容	回数
① 20:00～21:00 夜間	1H	身体夜1.0・2人	1回

2人目のサービスコードを使用

例7) 2人派遣で終了時間がずれた場合

居宅介護（身体介護）
 13:00～16:00（1人目）
 15:00～17:00（2人目） を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

■ 1人目

時間帯の取扱い	算定単位	サービス内容	回数
① 13:00～ <u>17:00</u> 日中	4H	身体日4.0	1回

2人派遣で終了時間がずれる場合、1人目は全体の通算時間、2人目はヘルパーが重複している時間帯にて算定する。

■ 2人目

時間帯の取扱い	算定単位	サービス内容	回数
① 15:00～ <u>16:00</u> 日中	1H	身体日1.0・2人	1回

例8）提供間隔が2時間未満の場合《1》

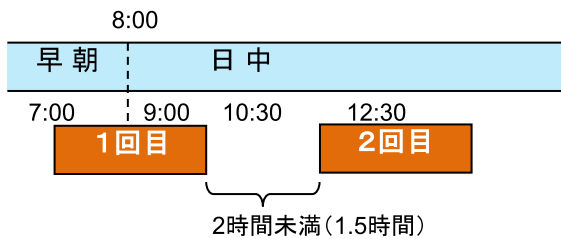
同じサービス類型を複数回利用する場合、間隔が2時間未満であれば、1回のサービスとして合計の所要時間に応じた所定単位数を算定します。

※ ただし、利用者の身体の状況、生活パターン等により、短時間の間隔で複数回の訪問を行わなければならない場合は除きます。（詳細はⅡ2(2)を参照）

居宅介護（身体介護）

1回目 7:00～9:00
2回目 10:30～12:30

を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

■ 1回目

時間帯の取扱い		算定単 位
① 7:00～8:00	早朝	1H
② 8:00～9:00	日中	1H

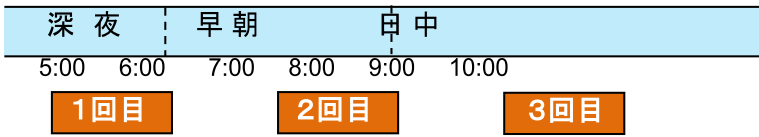
■ 2回目

時間帯の取扱い		算定単 位
① 10:30～12:30	日中	2H

サービス内容	回数
身体早1.0・日2.0	1回
身体日増1.0	1回

例9) 提供間隔が2時間未満の場合《2》

居宅介護（身体介護）			
1回目	5:00～	6:00	を提供した場合
2回目	7:00～	8:00	
3回目	9:00～	10:00	



【算定に係るサービス内容】

■ 1回目

時間帯の取扱い	算定単位	
① 5:00～6:00	深夜	1H

■ 2回目

時間帯の取扱い	算定単位	
① 7:00～8:00	早朝	1H

■ 3回目

時間帯の取扱い	算定単位	
① 9:00～10:00	日中	1H

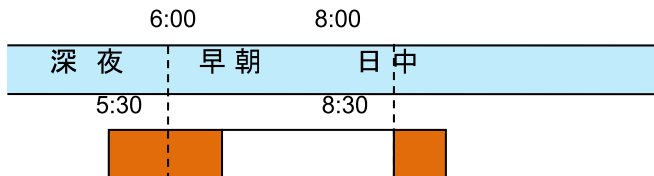
サービス内容	回数
身体深1.0・早1.0・日1.0	1回

3つの時間またぎも3時間※分まではサービスコードが用意されており、所定のサービスコードにより算定する。
 3つの時間をまたいだ総提供時間が3時間※を超える場合は、“増”のサービスコードをつなげて算定する。
 ※家事援助は1.5時間
 (例)
 1回目5:00～6:00
 2回目6:30～8:00
 3回目9:00～10:00 の居宅介護(身体介護)
 身体深1.0・早1.5・日0.5 1回
 身体日増0.5 1回

例 1 0) 居宅介護従業者が重度訪問介護研修終了者の場合

居宅介護（身体介護）
5：30～8：30（重度訪問介護研修修了者） を提供した場合

- ◎ 重度訪問介護研修終了者による居宅介護サービスの提供は、一時的に人材確保を行う必要がある場合（早朝・深夜帯や年末年始等）に限ります。
- ◎ 居宅介護等計画上、減算対象ヘルパーの派遣予定が、減算対象ヘルパー以外に変わった場合（又はこの逆の場合）の算定方法は、II 2(3)の通りです。



【算定に係るサービス内容】

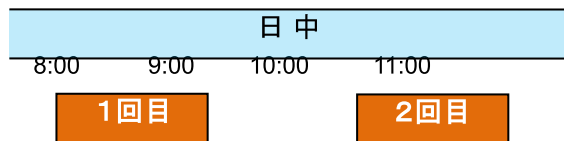
時間帯の取扱い	算定単位
① 5:30～6:30 深夜	1H
② 6:30～8:00 早朝	1.5H
③ 8:00～8:30 日中	0.5H

サービス内容	回数
身体重研深1.0 ・早1.5・日0.5	1回

重度訪問介護研修修了者が身体介護を提供する場合、最初の時間における最小単位は1時間。5:30～6:30は、開始時間が“深夜”に属し、深夜時間帯がごくわずかな時間(30分未満)ではないため、“深夜”として算定する。

例 1 1) 通院等乗降介助を提供した場合

居宅介護（通院等乗降介助）
1回目 8：00～9：00
2回目 10：00～11：00 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

■ 1回目

時間帯の取扱い	算定単位
① 8：00～9：00 日中	1回

■ 2回目

時間帯の取扱い	算定単位
① 10:00～11:00 日中	1回

サービス内容	回数
通院乗降日	2回

通院等乗降介助は、実提供時間を問わず、回数で算定する。

例12) 通院等介助（身体介護を伴う）又は通院等乗降介助と身体介護を連続して提供する場合

「通院等介助（身体介護を伴う）」又は「通院等乗降介助」のサービス提供の前後に、外出に直接関連しない身体介護（入浴介助、食事介助など）を2,30分程度以上行い、当該身体介護が一連のサービスの中心である場合、これらを通算した所要時間に応じた身体介護の所定単位数を算定します。

※ ただし、「通院等介助（身体介護を伴わない）」の対象者は、本取扱いの適用外。

居宅介護（身体介護）	
9：00～10：00	
居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う））	を提供した場合
10：00～11：00	



【算定に係るサービス内容】

■身体介護（入浴介助、食事介助など）

時間帯の取扱い	日中	算定単位
9:00～10:00	日中	1H

■通院等介助（身体介護を伴う）

時間帯の取扱い	日中	算定単位
10:00～11:00	日中	1H

サービス内容	回数
身体日2.0	1回

両サービスを通算したうえで、身体介護として算定。
 ※ 通院等介助（身体介護を伴う）は算定しない。

例13) 最小算定時間数を満たさない時間が存在する場合

居宅介護における最小算定時間数は30分であり、所定単位を算定するためには、20分以上の支援を行う必要があります(通院等乗降介助は除く)。サービスの種類や算定する時間によって、算定するために必要な支援時間は異なります。詳しくは、Ⅱ1(4)を参照してください。

居宅介護（身体介護） 9：00～10：15 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

■身体介護

時間帯の取扱い		算定単位	サービス内容		回数
9:00～10:15	日中	1H	身体日1.0	1回	

20分未満の端数が生じる場合は、その端数は算定しない。
 ※ 本事例では、9:00～10:15の15分を切り捨てて、1Hで算定している。

2 重度訪問介護

重度訪問介護は、利用者の障害支援区分等により報酬が異なるため、障害福祉サービス受給者証の記載事項を確認のうえ、報酬を算定してください。

障害支援区分	「重度加算」の記載※	決定サービスコード名称	サービス内容略称
区分6	有	重度訪問介護重度障害者等包括支援対象者決定（15%加算対象者）	重訪Ⅰ...
	無	重度訪問介護障害支援区分6該当者決定（8.5%加算対象者）	重訪Ⅱ...
区分5以下	—	重度訪問介護その他決定	重訪Ⅲ...

※受給者証の重度訪問介護欄に記載

例1) 同一時間帯の場合

重度訪問介護Ⅲ 8:00～17:00 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

時間帯の取扱い	算定単位
① 8:00～17:00 日中	9H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ日中1.0	1回
重訪Ⅲ日中1.5	1回
重訪Ⅲ日中2.0	1回
重訪Ⅲ日中2.5	1回
重訪Ⅲ日中3.0	1回
重訪Ⅲ日中3.5	1回
重訪Ⅲ日中4.0	1回
重訪Ⅲ日中8.0	8回
重訪Ⅲ日中12.0	2回

重度訪問介護は、提供した時間帯と通算時間に応じた30分単位（初めは1時間）のサービスコードを積み上げて算定する。

- ◎4時間以内
時間帯と通算時間に応じた所定のコードにより算定する。
- ◎4時間超8時間以内
時間帯に応じ、「●●8.0」を1回30分とした回数分で算定する。
- ◎8時間超12時間以内
同様に「●●12.0」を用いて算定
- ◎12時間超16時間以内
同様に「●●16.0」を用いて算定
- ◎16時間超20時間以内
同様に「●●20.0」を用いて算定
- ◎20時間超24時間以内
同様に「●●24.0」を用いて算定

例2) 複数時間帯をまたぐ場合《1》

重度訪問介護Ⅲ 15:30～18:30 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

時間帯の取扱い	算定単位	
① 15:30～18:00	日中	2.5H
② 18:00～18:30	夜間	0.5H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ日中1.0	1回
重訪Ⅲ日中1.5	1回
重訪Ⅲ日中2.0	1回
重訪Ⅲ日中2.5	1回
重訪Ⅲ夜間3.0	1回

例3) 複数時間帯をまたぐ場合《2》

重度訪問介護Ⅲ
 1回目 7:00～10:00
 2回目 12:00～15:00
 3回目 17:00～20:00
 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

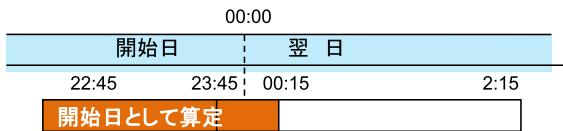
時間帯の取扱い	算定単位	
① 7:00～8:00	早朝	1H
② 8:00～10:00	日中	2H
③ 12:00～15:00	日中	3H
④ 17:00～18:00	日中	1H
⑤ 18:00～20:00	夜間	2H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ早朝1.0	1回
重訪Ⅲ日中1.5	1回
重訪Ⅲ日中2.0	1回
重訪Ⅲ日中2.5	1回
重訪Ⅲ日中3.0	1回
重訪Ⅲ日中3.5	1回
重訪Ⅲ日中4.0	1回
重訪Ⅲ日中8.0	6回
重訪Ⅲ夜間8.0	2回
重訪Ⅲ夜間12.0	2回

重度訪問介護は、時間間隔に関わらず、1日単位で所要時間を通算して算定する。

例5) 日をまたぐ場合《2》

重度訪問介護Ⅲ 22:45～翌2:15 を提供した場合



最小単位で日をまたぐ場合は、ごくわずかな時間は考慮せず、一律開始日として算定する(本事例では、23:45～翌00:15の30分間)。

【算定に係るサービス内容】

■サービス開始日

時間帯の取扱い	算定単位
① 22:45～00:15 深夜	1.5H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ深夜1.0	1回
重訪Ⅲ深夜1.5	1回

■翌日

時間帯の取扱い	算定単位
① 0:15～2:15 深夜	2H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ深夜1.0	1回
重訪Ⅲ深夜1.5	1回
重訪Ⅲ深夜2.0	1回

0:00～0:15は開始日として
いるため、0:15から算定

例6) 移動の介護を行う場合

重度訪問介護Ⅲ 9:00～14:00 (移動部分 9:00～12:30) を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

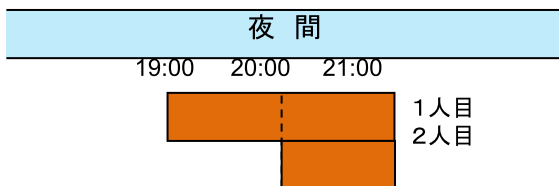
時間帯の取扱い	算定単位
① 9:00～14:00 日中	5H
② 9:00～12:30 移動	3.5H 4H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ日中1.0	1回
重訪Ⅲ日中1.5	1回
重訪Ⅲ日中2.0	1回
重訪Ⅲ日中2.5	1回
重訪Ⅲ日中3.0	1回
重訪Ⅲ日中3.5	1回
重訪Ⅲ日中4.0	1回
重訪Ⅲ日中8.0	2回
重訪移動介護加算1.0	1回
重訪移動介護加算1.5	1回
重訪移動介護加算2.0	1回
重訪移動介護加算2.5	1回
重訪移動介護加算3.0	1回
重訪移動介護加算4.0	1回

計画上の移動時間が3.5時間の場合、サービスコード単位数は4時間を算定し、移動加算の支給量も4時間を消費する(3.5時間に相当する移動加算のサービスコードがないため)。
また、移動加算は4時間超のサービスコードがなく、算定時間は4時間までとなっている。
なお、移動を1日複数回実施した場合は、本体報酬同様、1日単位で所要時間を通算して算定する。

例7) 2人派遣の場合

重度訪問介護Ⅲ
 19:00~21:00 (1人目) を提供した場合
 20:00~21:00 (2人目)



【算定に係るサービス内容】

■ 1人目

時間帯の取扱い	算定単位
① 19:00~21:00 夜間	2H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ夜間1.0	1回
重訪Ⅲ夜間1.5	1回
重訪Ⅲ夜間2.0	1回

■ 2人目

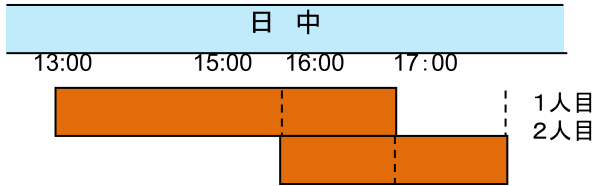
時間帯の取扱い	算定単位
① 20:00~21:00 夜間	1H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ夜間1.0・2人	1回

2人目のサービスコードを使用

例8) 2人派遣で終了時間がずれた場合

重度訪問介護Ⅲ
 13:00～16:00 (1人目) を提供した場合
 15:00～17:00 (2人目)



【算定に係るサービス内容】

■ 1人目

時間帯の取扱い	算定単位
① 13:00～17:00	日中 4H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ日中1.0	1回
重訪Ⅲ日中1.5	1回
重訪Ⅲ日中2.0	1回
重訪Ⅲ日中2.5	1回
重訪Ⅲ日中3.0	1回
重訪Ⅲ日中3.5	1回
重訪Ⅲ日中4.0	1回

2人派遣で終了時間がずれる場合、1人目は全体の通算時間、2人目はヘルパーが重複している時間帯にて算定する。

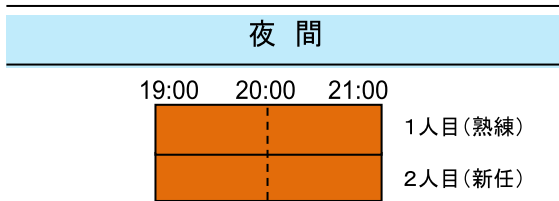
■ 2人目

時間帯の取扱い	算定単位
① 15:00～16:00	日中 1H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ日中1.0・2人	1回

例9) 熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行した場合

重度訪問介護Ⅲ 19:00～21:00 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

■ 1人目（熟練）

時間帯の取扱い	算定単位
① 19:00～21:00 夜間	2H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ夜間1.0・同行	1回
重訪Ⅲ夜間1.5・同行	1回
重訪Ⅲ夜間2.0・同行	1回

■ 2人目（新任）

時間帯の取扱い	算定単位
① 19:00～21:00 夜間	2H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ夜間1.0・2人・同行	1回
重訪Ⅲ夜間1.5・2人・同行	1回
重訪Ⅲ夜間2.0・2人・同行	1回

同行支援のサービスコードを使用

熟練従事者の同行支援については、いずれかの要件に該当する場合に、新任従事者1人当たり最大120時間まで認められます。

- ①区分6の利用者1人に対し、熟練ヘルパー(※1)が新任ヘルパー(※2)に同行する際の2人派遣を行う場合。ただし、年間で3人までの新任ヘルパーに限る。

※1 熟練ヘルパーとは、利用者の障がい特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある者

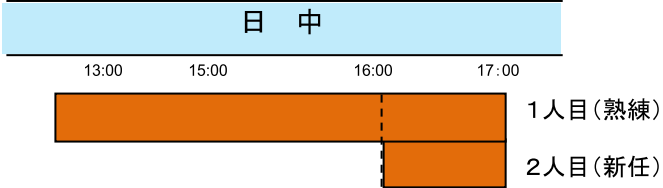
※2 新任ヘルパーとは、事業所に採用されてからおよそ6か月を経過していない者であり、かつ、利用者への支援が1年未満となることが見込まれない者

- ②15%加算対象者の利用者1人に対し、熟練ヘルパー(※1)が未経験ヘルパー(※3)に同行する際の2人派遣を行う場合。ただし、年間で3人までの未経験ヘルパーに限る。

※3 未経験ヘルパーとは、15%加算対象者に対する支援に初めて従事する者であり、かつ、利用者への支援が1年未満となることが見込まれない者

例10) 一部の時間帯のみ熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行した場合

重度訪問介護Ⅲ 13:00～17:00 (熟練) 16:00～17:00 (新任)	を提供した場合
---	---------



【算定に係るサービス内容】

■ 1人目 (熟練)

時間帯の取扱い		算定単位
① 13:00～16:00	日中	3H
② 16:00～17:00	日中	1H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ日中1.0	1回
重訪Ⅲ日中1.5	1回
重訪Ⅲ日中2.0	1回
重訪Ⅲ日中2.5	1回
重訪Ⅲ日中3.0	1回
重訪Ⅲ日中3.5・同行	1回
重訪Ⅲ日中4.0・同行	1回

一部の時間帯のみ熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行した場合は、同行した時間とそれ以外の時間を分け、それぞれの通算時間数でサービスコードを算定する。

同行した時間のみ、同行支援のサービスコードを使用

■ 2人目 (新任)

時間帯の取扱い	算定単位
① 16:00～17:00	日中 1H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ日中1.0・2人・同行	1回

例 1 1) 最小算定時間数を満たさない時間が存在する場合

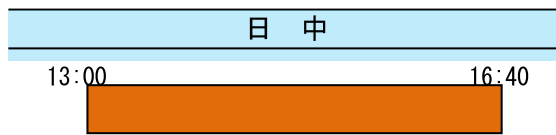
重度訪問介護における最小算定時間数は30分(※1)であり、所定単位を算定するためには、20分以上(※2)の支援を行う必要があります。

サービスの種類や算定する時間によって、算定するために必要な支援時間は異なります。詳しくは、Ⅱ 1(4)を参照してください。

※1 当該日の最初は1時間

※2 当該日の最初は40分以上

重度訪問介護Ⅲ 13:00～16:40 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

時間帯の取扱い	算定単位
① 13:00～16:40 日中	3.5H

サービス内容	回数
重訪Ⅲ日中1.0	1回
重訪Ⅲ日中1.5	1回
重訪Ⅲ日中2.0	1回
重訪Ⅲ日中2.5	1回
重訪Ⅲ日中3.0	1回
重訪Ⅲ日中3.5	1回

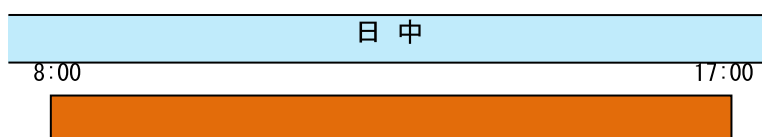
20分未満の端数が生じる場合は、その端数は算定しない。
 ※ 本事例では、16:30～16:40の10分を切り捨てて、3.5Hで算定している

3 行動援護

- ◎ 行動援護の算定時間数は、1日8時間まで。
- ◎ 行動援護の算定回数は、1日1回。
ただし、利用者のやむを得ない事情により、サービスの提供が複数回に分かれた場合は、提供時間を通算して算定します。
- ◎ 行動援護は主として日中に行われるサービスであるため、早朝・夜間・深夜の加算はありません。

例1) 同一時間帯の場合

行動援護 8:00～17:00 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

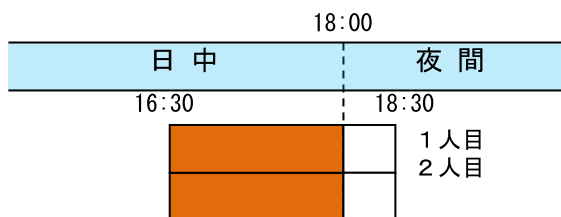
時間帯の取扱い	算定単位
① 8:00～17:00	9H 8H

サービス内容	回数
行動援護8.0	1回

1日の算定時間数の上限は8時間

例2) 2人派遣の場合

行動援護
 16:30~18:30 (1人目)
 16:30~18:30 (2人目) を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

■ 1人目

時間帯の取扱い	算定単位
① 16:30~18:30	2H

行動援護に夜間・深夜・早朝の加算はなく、18:00を超えてもサービスコードに変わりはない。

サービス内容	回数
行動援護2.0	1回

■ 2人目

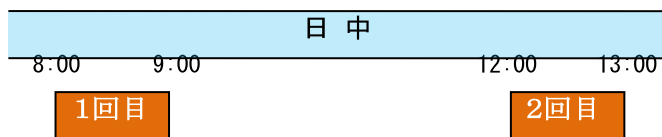
時間帯の取扱い	算定単位
① 16:30~18:30	2H

サービス内容	回数
行動援護2.0・2人	1回

2人目のサービスコードを使用

例3) 複数回提供する場合

行動援護
 1回目 8:00~9:00
 2回目 12:00~13:00 を提供した場合
 (利用者のやむを得ない事情による複数回提供)



【算定に係るサービス内容】

■ 1回目

時間帯の取扱い	算定単位
① 8:00~9:00	1回

利用者のやむを得ない事情による複数回提供であれば、通算して算定することが可能。

■ 2回目

時間帯の取扱い	算定単位
① 12:00~13:00	1回

サービス内容	回数
行動援護2.0	1回

4 同行援護

例1) 同一時間帯の場合

同行援護 8:00~17:00 を提供した場合



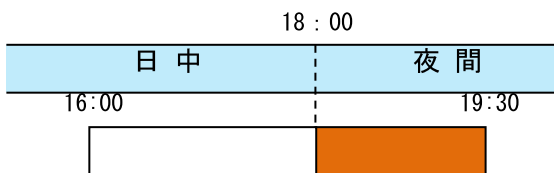
【算定に係るサービス内容】

時間帯の取扱い	算定単位
① 8:00~17:00	日中 9H

サービス内容	回数
同援日9.0	1回

例2) 複数時間帯をまたぐ場合

同行援護 16:00~19:30 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

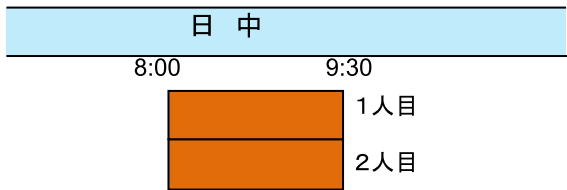
時間帯の取扱い	算定単位
① 16:00~18:00	日中 2H
② 18:00~19:30	夜間 1.5H

サービス内容	回数
同援日2.0・夜1.0	1回
同援夜増0.5	1回

同行援護は、居宅介護(身体介護)同様、時間帯をまたぐサービスコードが3時間※分までとなっており、提供時間が3時間※を超える場合は、“増”のサービスコードをつなげて算定する(1の例4参照)。
また、最少単位(30分)が、複数の時間帯をまたぐ場合の、時間帯の特定方法も居宅介護と同様(1の例3参照)。

例3) 2人派遣の場合

同行援護 8:00~9:30 (1人目) 8:00~9:30 (2人目)	を提供した場合
--	---------



【算定に係るサービス内容】

■ 1人目

時間帯の取扱い	算定単位
① 8:00~9:30 日中	1.5H

サービス内容	回数
同援日1.5	1回

■ 2人目

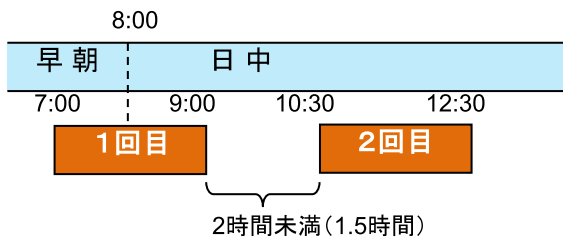
時間帯の取扱い	算定単位
① 8:00~9:30 日中	1.5H

サービス内容	回数
同援日1.5・2人	1回

2人目のサービスコードを使用

例4) 複数回提供する場合

同行援護 1回目 7:00~9:00 2回目 10:30~12:30	を提供した場合
--	---------



【算定に係るサービス内容】

■ 1回目

時間帯の取扱い	算定単位
① 7:00~8:00 早朝	1H
② 8:00~9:00 日中	1H

■ 2回目

時間帯の取扱い	算定単位
① 10:30~12:30 日中	2H

居宅介護同様、間隔が2時間未満であれば、1回のサービスとして合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
※ ただし、利用者の身体の状態、生活パターン等により、短時間の間隔で複数回の訪問を行わなければならない場合は除く(詳細はⅡ2(2)を参照)。

サービス内容	回数
同援早1.0・日0.5	1回
同援日増2.5	1回

5 移動支援

- ◎ 移動支援の支給決定は、居宅介護の通院等介助と同様、「身体介護を伴う」場合と「身体介護を伴わない」場合があり、支給決定内容に応じ、算定するサービスコードが変わります。
- ◎ グループ支援、通学支援を行った場合は、専用のサービスコードを用います。

例1) 同一時間帯の場合

移動支援（身体介護を伴う） 8：00～17：00 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

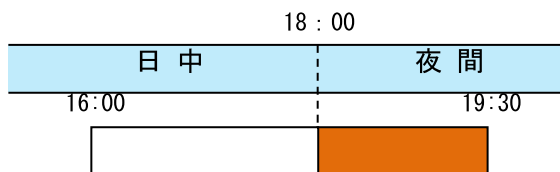
時間帯の取扱い	算定単位
① 8:00～17:00	日中 9H

サービス内容	回数
移動 1日中9.0	1回

1は「身体介護を伴う」、2は「身体介護を伴わない」を表す。

例2) 複数時間帯をまたぐ場合

移動支援（身体介護を伴う） 16：00～19：30 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

時間帯の取扱い	算定単位
① 16:00～18:00	日中 2H
② 18:00～19:30	夜間 1.5H

サービス内容	回数
移動 1日中2.0・夜間1.0	1回
移動 1夜間増0.5	1回

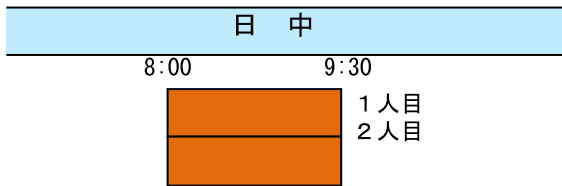
移動支援（身体介護を伴う）は、居宅介護（身体介護）同様、時間帯をまたぐサービスコードが3時間※分までとなっており、提供時間が3時間※を超える場合は、“増”のサービスコードをつなげて算定する（1の例4参照）。

また、最少単位（30分）が、複数の時間帯をまたぐ場合の、時間帯の特定方法も居宅介護と同様（1の例3参照）。

※移動支援（身体介護を伴わない）は1.5時間

例3) 2人派遣の場合

移動支援（身体介護を伴う）
 8：00～9：30（1人目）
 8：00～9：30（2人目）
 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

■ 1人目

時間帯の取扱い	算定単位
① 8:00～9:30 日中	1.5H

サービス内容	回数
移動1日中1.5	1回

■ 2人目

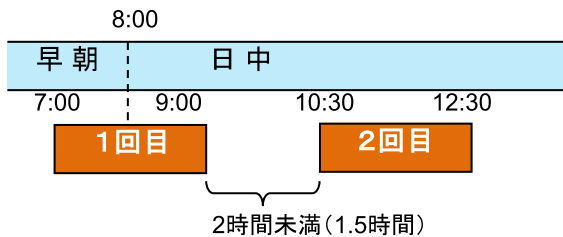
時間帯の取扱い	算定単位
① 8:00～9:30 日中	1.5H

サービス内容	回数
移動1日中1.5・ <u>2人</u>	1回

2人目のサービスコードを使用

例4) 複数回提供する場合

移動支援（身体介護を伴わない）
 1回目 7：00～ 9：00
 2回目 10：30～12：30
 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

■ 1回目

時間帯の取扱い	算定単位
① 7:00～8:00 早朝	1H
② 8:00～9:00 日中	1H

居宅介護同様、間隔が2時間未満であれば、1回のサービスとして合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
 ※ ただし、利用者の身体の状況、生活パターン等により、短時間の間隔で複数回の訪問を行わなければならない場合は除く(詳細はII 2(2)を参照)。

■ 2回目

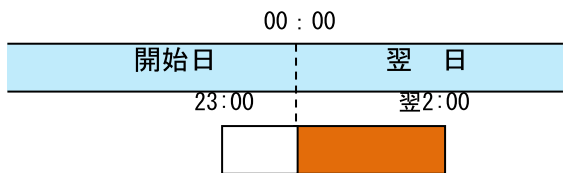
時間帯の取扱い	算定単位
① 10:30～12:30 日中	2H

サービス内容	回数
移動2早朝1.0・日中0.5	1回
移動2日中増2.5	1回

例5) 日をまたぐ場合

日単位で分けて単位数を算出します。
 最小単位(30分)が24:00(0:00)をまたぐ場合は、居宅介護や重度訪問介護と同様、ごくわずかな時間は考慮せず、開始日として算定します。

移動支援（身体介護を伴う）
 23:00～翌2:00 を提供した場合



【算定に係るサービス内容】

■サービス開始日

時間帯の取扱い	算定単位
① 23:00～24:00 深夜	1H

サービス内容	回数
移動1 深夜1.0	1回

■翌日

時間帯の取扱い	算定単位
① 0:00～2:00 深夜	2H

サービス内容	回数
移動1 日跨増深夜1.0深夜2.0	1回

開始日と翌日に振り分けて算定する。

居宅介護同様、翌日は、開始日の時間数に応じた“日またぎ”のサービスコードを使用する。
 移動支援(身体介護を伴う)の“日またぎ”のサービスコードは3時間*分まで設定されており、3時間*を超える場合は、“増”のコードをつなげて算定する(例1)。
 開始日のみで3時間*以上となる場合、翌日分は“日またぎ”ではなく、“増”のコードをつなげて算定する(例2)。
 ※身体介護を伴わない場合は1.5時間

(例1)
 23:00～翌2:30(3.5h)の移動支援(身体介護を伴う)

■開始日
 移動1 深夜1.0 1回

■翌日
 移動1 日跨増深夜1.0・深夜2.0 1回
 移動1 深夜増0.5 1回

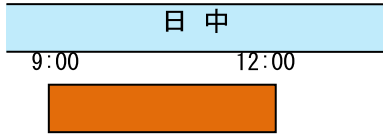
(例2)
 21:00～翌2:00(5h)の移動支援(身体介護を伴う)

■開始日
 移動1 夜間1.0・深夜2.0 1回

■翌日
 移動1 深夜増2.0 1回

例6) グループ支援を行った場合

移動支援（身体介護を伴う）のグループ支援 を提供した場合
9：00～12：00



【算定に係るサービス内容】

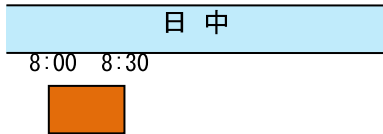
時間帯の取扱い	算定単位
① 9:00～12:00	日中 3H

サービス内容	回数
移動1 グループ 日中3.0	1回

グループ支援専用のサービスコードを用いて算定する。

例7) 通学支援を行った場合

移動支援（身体介護を伴わない）の通学支援 を提供した場合
8：00～8：30



【算定に係るサービス内容】

時間帯の取扱い	算定単位
① 8:00～8:30	日中 0.5H

サービス内容	回数
移動2 日中0.5・ 通学	1回

通学支援専用のサービスコードを用いて算定する。

IV 実績記録票の記載例

1 居宅介護サービス提供実績記録票

令和〇〇年4月分 居宅介護サービス提供実績記録票

支給決定障害者等氏名 〇△□事業所

1時間二人派遣で提供した場合、各利用日に係る欄の算定時間数は1時間とし、下の合計欄においては2時間を記載する。(1時間×2人=2時間)

旧様式からの変更点
 ・【サービス提供者印】欄を削除
 ・【利用者確認印】欄を【利用者確認欄】欄に変更

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画		サービス提供時間		算定時間	人数	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算	利用者確認欄	備考
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間							
1	日	身体	1000	11:30	15	1000	11:30	1.5	1	1			
2	月	通院(伴)	1000	11:00	1	1000	11:00	1					
5	木	家事	1500	16:15	1.25								
5	木	乗降(乗等)				1500	16:15	1.25					
13	金	乗降	1800	18:30	1	1800	18:30	1					
15	日①	身体	1300	16:00	3	1300	16:00	3					
15	日②	身体	1400	15:00	1	1400	15:00	1					
16	月①	身体	1300	15:00	2	1300	15:00	2					
16	月②	身体(乗等)	1400	16:00	2	1400	16:00	2					
30	月	身体(乗降)	2200	23:00	1	2200	23:00	1					
3	火	通院(伴)	10:00	11:30	1	10:00	11:30	1					運転中10:15~10:45を除く
10	火	身体	8:00	11:00	1.5	8:00	11:00	1.5					空き時間8:45から10:00/10:45から11:00
17						1200	13:00	1					緊急時対応加算を算定する場合、「1」を記載する。
19					2	8:00	10:00	2					同一建物減算
合計													

初回加算を算定する場合、「1」を記載する。

当初の計画と実績においてヘルパーの資格が変更(例:初任者等→基礎等)した場合、2行に分けて記載する。
 ※報酬の算定は基礎等の単価により算定する。(例:計画時基礎等→実績時初任者等に変更の場合も報酬の算定は基礎等の単価により算定する。)

乗降の場合は回数を記載する。

二人派遣で時間がずれた場合、2行に分けて記載する。
 一行目は全体の通算時間を記載する。
 二行目はヘルパーが重複している時間帯を記載する。派遣人数は行ごとに1と記載する。

二人派遣の時間帯がある場合で、1人目と2人目の従事者要件(基礎研修課程修了者や重度訪問研修修了者)が異なる場合は、それぞれ行を分けて記載する。

減算対象となる従業者によりサービス提供した場合は、当該従業者の資格(基礎等)(重訪)を併記する。

事例は、通院等乗降介助を行い、かつ、通院等乗降介助の前後に連続して20~30分程度以上の身体介護を行うことにより通院介助(身体介護を伴う)を算定する場合の記載例。全体の通算時間は10:00~11:30であるが、10:15~10:45はヘルパーが運転中の例。算定時間数については、ヘルパーの運転時間0.5時間を除いた時間数を記載する。

(注)3日、10日の利用分については、本資料作成都合上、暦の順序から分けて記載しています。

2時間以上サービス間隔があかなかった場合、1行にサービス時間全体を通しての開始時間及び終了時間を記載し、備考欄に空き時間を記載する。
 算定時間は、通算時間の3時間-空き時間の1.5時間=1.5時間

当該サービス提供月において、居宅介護計画に記載したサービス提供予定日、その曜日を記載する。
 また、ヘルパーを2人派遣する場合で2行に分けて記載する場合はヘルパーごとに番号(丸囲み)を記載する。(様式2及び様式3-1についても同様。)

算定時間数の内訳を集計する。

ヘルパーの資格により適用される単価ごとに算定時間を記載する。

福祉専門職員等連携加算を算定する場合、「1」を記載する。

事業所と同一敷地の建物又は利用者が20人以上居住する建物の利用者に提供した場合、「同一建物減算」を記載する。
 事業所と同一敷地の建物であって利用者が50人以上居住する建物の利用者に提供した場合、「同一建物減算(大規模)」を記載する。

計画時間数計	内訳(適用単価別)				算定時間数計
	100%	90%	70%	重訪	
居宅における身体介護	14	12	2	1	15
通院介護(身体介護を伴う)	2	3			3
家事援助	1.25				1.25
通院介護(身体介護を伴わない)					
通院等乗降介助	1	1			1

2 重度訪問介護サービス提供実績記録票

令和〇〇年4月分

重度訪問介護サービス提供実績記録票

氏名		厚生 太郎		事業所番号		〇〇事業所											
旧様式からの変更点 【同行支援】欄の吹き出しを変更				事業者及び その事業所		〇〇事業所											
日付	曜日	重度訪問介護計画		サービス提供時間		算定時間数		派遣人数	同行支援	初回加算	緊急時対応加算	行動障害支援連携加算	移動介護緊急時支援加算	利用者確認額	備考		
2月		入院又は入所中にサービス提供を行った場合、「入院」と記載する。連続して90日を超える入院又は入所中にサービス提供を行った場合、「入院(長期)」と記載する。				2.5	2.5	1									
		入院	17:00	12:30					1								
		入院	20:00	23:00			3	3	1							初回加算を算定する場合、「1」を記載する。	
5月	木	入院	6:00	9:00			3	3	2	1							
		入院	11:00	14:00			3	3	2								
		入院	20:00		3		20:00	23:00	3	1						熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行してサービス提供を行った場合(障害支援区分6の利用者に支援した場合)、「1」を記載する。熟練ヘルパーが同行してサービス提供を行った場合(重度障害者等包括支援の対象者に支援した場合)、「2」を記載する。	
7月	土	①入院(長期)	0:00	23:00	23	4	0:00	23:00	23	4	1						
		②入院(長期)	13:00	16:00	3		13:00	16:00	3	1							
10月	火						6:00	9:00	3	1		1				緊急時対応加算を算定する場合、「1」を記載する。	
13日	金			12:00	3		9:00	12:00	3	1			1			移動介護緊急時支援加算を算定する場合、「1」を記載する。	
								12:00		1							
		二人派遣で時間がずれた場合、2行に分けて記載する。一行目は全体の通算時間を記載する。二行目はヘルパーが重複している時間帯を記載する。派遣人数は行ごとに1と記載する。		移動介護加算を算定する時間数を記載する。		移動介護加算を算定する時間数を記載する。「所要時間3時間以上の場合」の単価を適用する場合は「4」を記載する。(例:実際の移動介護時間数が5時間の場合「4」を記入。)		行動障害支援連携加算を算定する場合、「1」を記載する。									
		移動介護分		9.5		12.5											
		合計		49.5		58.5		回		1回		1回		1回			

3 行動援護サービス提供実績記録票

令和〇〇年4月分

行動援護サービス提供実績記録票

(様式2)

受給者証		支給決定障害者等氏名		厚生 太郎 (生 花子)		事業所番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>■旧様式からの変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【サービス提供者印】欄を削除 ・【利用者確認印】欄を【利用者確認欄】欄に変更 </div>						事業者及びその事業所		〇〇事業所					
日付	曜日	開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	算定時間	派遣人数	初回加算	緊急時対応加算	行動障害支援指導連携加算	利用者確認欄	備考
2	月	9:00	12:00	3	9:00	12:00	3	1	1				初回加算を算定する場合、「1」を記載する。
5	木	9:00	12:00	3	9:00	12:00	3	1					行動援護を算定する時間数を記載する。
7	土	9:00	12:00	3	9:00	12:00	3	1					
9	月	9:00	18:00	8	9:00	18:00	8	1					「所要時間7時間30分以上の場合」の単価を適用する場合は「8」を記載する。(例:実際の提供時間数が9時間の場合「8」を記入。)
12	木				9:00	12:00	3	1		1			緊急時対応加算を算定する場合、「1」を記載する。
18	水	9:00	12:00	3	9:00	12:00	3	1			1		行動障害支援指導連携加算を算定する場合、「1」を記載する。
合計				計画時間数計			算定時間数計		1回	1回	1回		
				20			23						

4 同行援護サービス提供実績記録票

令和〇〇年4月分

同行援護サービス提供実績記録票

受給者証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)	厚生 太郎 (厚生 花子)		事業所番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
契約支給量	同行援護 30時間/月				事業者及びその事業所	〇〇事業所									
日付	曜日	サービス内容	同行援護計画			サービス提供時間		算定時間	派遣人数	初回加算	緊急時対応加算	利用者確認欄	備考		
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間								
3月		同行(初任者等)	9:00	12:00	3	9:00	12:00	3	1	1		初回加算を算定する場合、「1」を記載する。			
5水		同行(基礎等)	9:00	11:00	2	9:00	10:00	1	2						
7金		同行(初任者等)				9:00	10:00	1	1		1	緊急時対応加算を算定する場合、「1」を記載する。			
10月		同行(通訳)	9:00	11:00	2	9:00	11:00	2	1						
12水		同行(初任者等)	9:00	12:00	3	9:00	12:00	3	1			1時間を二人派遣で提供した場合、各利用日に係る欄の算定時間数は1時間とし、下の合計欄においては2時間を記載する。(1時間×2人=2時間)			
14金		同行(初任・通訳)	9:00	11:00	2	9:00	11:00	2	1						
17日		同行(基礎・通訳)	9:00	11:00	2		11:00	2	1						
<p>当該従業者の資格(初任者等)(基礎等)(初任・通訳)(基礎・通訳)(通訳)を併記する。</p> <p>同行援護を算定する時間数を記載する。</p>															
<p>■旧様式からの変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【サービス提供者印】欄を削除 ・【利用者確認印】欄を【利用者確認欄】欄に変更 															
<p>算定時間数の内訳を集計する。</p> <p>ヘルパーの資格により適用される単価ごとに算定時間を記載する。</p>															
合計			計画時間数計	16	内訳(通訳単価別)	100%	90%	算定時間数計	15	初回加算	1回	緊急時対応加算	1回		

5 移動支援サービス提供実績記録票

令和〇〇年4月分 移動支援サービス提供実績記録票

2時間以上サービス間隔があかなかつた場合、1行にサービス時間全体を通しての開始時間及び終了時間を記載し、備考欄に空き時間を記載する。

全体の通算時間は15:30から17:00であるが、15:45から16:15はヘルパーが運転中の例。算定時間数については、ヘルパーの運転時間0.5時間を除いた時間数を記載。

2時間を二人派遣で提供した場合、各利用日に係る欄の算定時間数は2時間とし、下の合計欄においては4時間を記載する。(2時間×2人=4時間)

日付	曜日	移動支援計画			サービス提供時間		算定時間	派遣人数	利用者確認欄	備考
		開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間				
					14:00		2	1		
					9:00		2	1		通学
15	月	15:30	17:00	1	15:30	17:00	1	1		運転中15:45から16:15を除く
21	土	9:00	13:00	3	9:00	13:00	3	1		空き時間10:00から11:00まで
23	月	① 13:00	16:00	3	13:00	16:00	3	1		
23	月	② 14:00	15:00	1	14:00	15:00	1	1		
<p>■旧様式からの変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【サービス提供者印】欄を削除 ・【利用者確認印】欄を【利用者確認欄】欄に変更 										
<p>ヘルパー2人派遣する場合で、提供時間がずれるときは、2行に分けて記載する。</p> <p>例) 1人目13:00～15:00、2人目14:00～16:00の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一行目は全体の通算時間を記載する。 ・二行目はヘルパーが重複する時間を記載する。 										
<p>○当該サービス提供月において、移動支援計画に記載したサービス提供予定日、その曜日を記載すること。</p> <p>○計画時間については、必ず30分単位で作成すること。</p> <p>＜算定時間について＞</p> <p>算定時間欄は実際に要した時間数（サービス提供時間）ではなく、計面上の時間数によって算定されるため、計画時間数を記載します。（サービス提供が全くなかった場合を除く）</p> <p>また、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者等の要望を踏まえるとともに、実際のサービス提供が当初の計画と合致しない場合には、速やかに見直し、変更を行うこと。</p>										
		計画時間数計		内訳（適用単価別）		算定時間数計				
				100%						
合計	移動支援（身体介護を伴う）			16	16					
	移動支援（身体介護を伴わない）									